## 令和2年度 宮城県特定最低賃金改正の申出状況

令和2年7月20日現在

改正・新設 ・廃止の別	件名・適用業種の範囲	意向表明 年月日	申出 年月日	申出者 (団体名)	ケース	適用 事業場数	適用 労働者数	合意者数	合意率	備考
改正	宮城県鉄鋼業最低賃金 E22(2211、2251,2252、 229を除く)、L7282	R2.3.9	R2.7.20	基幹労連 宮城県本部 委員長 青田 浩一	労働協約	19	1,987	762	38.3%	
改正	宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金 E28、29、30、L7282		R2.7.20	電機連合 宮城地方協議会 議長 佐藤 斉 JAM南東北 宮城県連絡会 会長 佐藤 俊晴	- 公正競争	365	14,694	6,735	45.8%	
改正	宮城県自動車小売業 最低賃金 I591(5914を除く)、I590、 L7282		R2.7.20	自動車総連宮城地方 協議会 議長 伊藤 貢		1,638	12,021	4,392	36.5%	

宮城労働局 局長 毛利 正殿



# 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正を求める申出を行うことに合意し、下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹労働者の範囲 宮城県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を 営む使用者に使用される労働者。

6,735名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

宮城県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じて主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る)を営む使用者に使用されている労働者。

14,694名

3. 改正を申し出る最低賃金の件名

「宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」

4. 申出の内容

上記3の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

-2.7.21

賃金室

#### 5. 申出の理由

- (1) 申出産業は、宮城県における基幹産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウエイトも高く、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きい。また、非正規労働者を含めた申出産業で働く労働者全体の賃金の底支えをはかることにより生活の安定に寄与する。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
- (3) 宮城県、他特定産別最低賃金(鉄鋼業、自動車小売業) との格差是正を求めるものである。
- (4) 申出産業に現在適用されている法定最低賃金額(2019年(令和元年)12月15日発効)

### 時間額 862円

尚、賃金格差存在についての疎明資料は別添資料の通りである。

#### 6. 添付書類

- ・ 改正に合意する者の事業所と適用労働者数の一覧
- ・ 労働協約の写し
- 最低賃金必要性の決議書
- 疎明資料

以上

